

平成28年9月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成28年9月5日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
39-1	臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情 (陳情)	上伊那農業協同組合 代表理事組合長 御子柴 茂樹	経済建設委員会	
39-2	臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情 (陳情)	上伊那農民組合 代表 竹上 一彦	経済建設委員会	
39-3	原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情 (陳情)	竜援塾 代表 中川 賢俊	総務文教委員会	
39-4	中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため、日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情 (陳情)	NPO法人 日本法輪大法学会 長野事務局 代表 佐々木 樹里	総務文教委員会	

(39-1) 臨時国会で拙速にTPP協定を批准しないこと、情報開示の徹底、持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める陳情
(陳情)

TPPは農業のみならず、国民の「食」と「いのち」と「暮らし」に大きな影響を及ぼし、国家の主権をも揺るがしかねない極めて重大な問題です。

我々はこれまで、TPPに関する情報開示の徹底と国会決議の実現を強く求める運動を展開してまいりました。

しかしながら、TPP交渉は昨年10月の大筋合意で、農林水産物の約8割、重要5品目の約3割が関税撤廃されるなど、国会決議を大きく逸脱しており断じて容認することはできません。さらに、第190回国会で交渉経過や合意内容が審議されましたが、議論は一向に深まらないままでした。

また、TPP協定発効に必要なアメリカでの批准においても、民主・共和両党の大統領候補が共にTPPに反対しており、先行きは極めて不透明です。

このような中、政府は、国民のTPPに対する懸念を払拭するために、国会の審議においては十分な情報開示と明確な説明を行い、生産者が安心して農業が営めるような、将来を見据えた中長期的な農業政策を確立すべきであり、審議が深まらないまま日本だけが拙速に批准する必要はまったくありません。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 政府は、TPP特別委員会等におけるTPP協定承認案及びTPP関連法案の国会審議において、十分な情報開示と明確な説明により審議を進めること。
また、大筋合意の内容や影響、国会決議との整合性等について国民のTPPに対する不安や懸念が払拭されない限り、臨時国会において拙速な国会批准を行わないこと。
- 2 政府は、TPP大筋合意による農林水産物への影響に対し、生産者が安心して農業を営めるよう、将来を見据えた中長期的、恒久的な農業農村政策を法制化すること。

(39-2) 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情（陳情）

TPP協定とは、例えるなら「動物園のオリをすべて撤去する」ようなものです。ライオンやトラに小さな草食動物は食べられてしまうでしょう。国際社会には、立場の弱い国・弱い地方・中小業者・個人の経営や暮らし・命を守るための様々な関税やルール、法律があります。それらをすべて無くしてしまうのがTPPです。オリのない動物園と同じように、立場の弱い者は、経済的強者である巨大な多国籍企業に負けていきます。

先の通常国会では、交渉過程を示した資料は黒塗りで、国民への説明も情報公開も十分ではありませんでした。

審議でも、①TPP協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③一切手を付けさせなかったという155の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実が明らかになりました。

これらの内容が「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に違反していることは明らかです。

また、TPP12カ国で国内手続きが完了している国はひとつもありません。特にTPP協定の発効にはアメリカの批准が必須ですが、アメリカの動向は、両大統領候補がTPP反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、TPPの発効自体、危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准する必要はありません。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 政府は、TPP協定の議論と情報公開を十分に行うこと。
- 2 臨時国会で拙速なTPP協定の批准は行なわないこと。

(39-3) 原子力発電所の再稼働を中止するよう政府に求める陳情（陳情）

大半の原発が停止しているこの夏、電力の予備率は必要量の3倍もあり、政府は産業界への節電要請を見送りました。

ところが安倍内閣は、原発を「重要な電源として再稼働を進める」ことを2014年4月に閣議決定し、現有する過半数の原発を再稼働させようとしています。

しかし、原発からあふれ出す高レベル放射性廃棄物の最終処分方針は全く定まっておらず、各原発のプールに貯蔵された使用済み核燃料は、再稼働すればあと数年で満杯になってしまいます。

日本の科学者を代表する日本学術会議は、処分問題に進展がないまま再稼働を進める国の姿勢を「将来世代に対する無責任」と批判しています。

また「収束」し「管理」されているはずの福島原発事故は、汚染水の対策も事故の原因究明も終わっていないのです。ところが政府や原子力規制委員会は、東日本大震災以後懸念の高まる火山活動の危険を過小評価し、避難計画も策定されていない中で原発を再稼働させています。その姿勢はあいかわらず「安全神話」に浸りきったものと言わざるをえません。

再稼働した5基のうち、福井県の高浜原発2基は司法判断で運転差し止めとなり、川内原発2基についても、鹿児島県民は7月に「停止・点検」を求める三反園氏を新知事に選びました。住民の強い疑念を反映したものです。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

1 高レベル放射性廃棄物の処分方針も決まらず、原発事故の対策や原因究明も進まず、住民の間で安全性が強く懸念されている原子力発電所の再稼働を中止すること。

(39-4) 中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため、日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情（陳情）

中国の伝統的な気功修煉法・法輪功（ファルンゴン）は、心の修養を重んじ、道徳心の向上を求めることから、個人の健康だけでなく、社会風紀の改善にも良い作用をもたらしており、1998年には、中国公安部の統計で中国国内だけで7千万から1億人の愛好者がいました。法輪功は組織性も政治的活動もなく、全くの個人修煉ですが、当時の共産党員数を上回る愛好者の数に恐れを感じた江沢民元国家主席は、1999年7月、法輪功に対して不当な大弾圧を発動しました。

以来、数十万人の法輪功愛好者が違法監禁、強制労働、残酷な拷問、性的暴行等、ありとあらゆる迫害を受けています。

なかでも最も残酷な迫害は、生きている人間から臓器を強制摘出し売買することで、その主たる対象が法輪功愛好者です。その実態は、カナダの元国会議員と人権弁護士が、詳細な調査を経て2006年にカナダ政府に提出した報告書によって明らかとなり、その後の調査で、臓器の強制摘出が中国国内で今なお行われていることが判明しています。

中国共産党政府によるこれらの悪行は、決して容認することのできない深刻な人権犯罪であり、米国、欧州議会等海外諸国ではそれを強く非難する議案が可決されており、我が国も一刻も早く正義の行動を起こすことが求められています。

また、日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべきです。

さらには、駐日中国大使館の公式ホームページに法輪功を誹謗中傷する文章を掲載するなど、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害がここ日本において公然と行われており、このような行為は決して許されるものではありません。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項が実現されますよう国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 中国共産党政府による法輪功愛好者に対する身体拘束と拷問、並びに法輪功愛好者及びその他の良心の囚人からの臓器強制摘出を公に非難するとともに、即時停止するよう中国政府に求めること。
- 2 日本国民を中国共産党政府の人権犯罪の共犯者にさせないために、日本国民が臓器移植の目的で中国に渡航することを禁止すべく、必要な法整備を行うこと。
- 3 日本国内において、駐日中国公館による法輪功に対する誹謗中傷・妨害を即時停止するよう、駐日中国公館ならびに中国政府に求めること。